

報告概要「EU 開発・人道援助と日 EU 関係」

成城大学社会イノベーション学部教授

大隈宏

EU の開発援助の起源はローマ条約にあり、海外領土・旧植民地との地域的な特惠関係の特徴とする。ロメ協定（1975 年）によって途上国（ACP 諸国）との関係を整備したが、これら諸国の経済発展がうまくいかなかったため、また EU への発展、冷戦終結ともリンクして、ロメ協定は見直されコトヌ協定が締結された。コトヌ協定は、歴史的に関係が深い旧植民地国を視野に入れたリージョナル・アプローチから世界の開発途上国全体を視野に入れたグローバル・アプローチへの転換を意味した。あわせて近年の大きな特徴として、Politicization（政治化）がある。さらには 9.11 を契機にアンチ・テロという観点から援助が展開されるようになった。

このような EU の開発・人道援助政策の内的力学は、包括的な対外政策・外交政策の一環として位置づけられているという点でロー・ポリティクスとハイ・ポリティクスの融合である。90 年代以降、EU が発展し新たな政策領域がカバーされるようになったことにもともない、開発援助、人道援助がそれ自体独立したものというよりは包括的な政策の一環として行われるようになった。また、マーストリヒト条約以降、EU では Policy Coherence、すなわち様々な政策領域とのすり合わせが定められており、開発・人道援助政策だけが独立しているという訳ではなくなっている。

21 世紀の EU 開発援助政策は、9.11 以降発表された”Secure Europe in a Better World”、そして”European Consensus on Development”にみられるように、開発の問題と安全保障の問題を連関していると捉えた。とりわけ、加盟国代表、欧州委員会、欧州議会の間で 2005 年に共有された”European Consensus”では、従来 EU レベル（加盟国の拠出金から構成される欧州開発基金(EDF)）と加盟国レベルのダブルトラックで行ってきた政策を 2 部に分けて、総論としての EU 共通の課題と「<EU のみを対象とする（拘束する）> 各論」とを区分している。

最後にリスボン条約との関係については、内容的には大きな変化が開発・援助政策に起こるわけではなさそうである。ただし、「大統領」(president)になる人によっては大きな変化があるかもしれない。日本との関係でいえることは、EU が取り組むというが（メディアがカバーしていない）忘れ去られた分野において日本と連携すればよいのではないか。

文責：井上淳（一橋大学経済研究所）。報告者の了承の上、掲載。